

22町勤第19号

2022年10月28日

さるびあタウン会員各位

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
理事長 井之上 賢一

「新型コロナウイルス感染症臨時入院見舞金」及び
「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査臨時補助金」
事業の終了について（ご案内）

日頃より、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター（以下「さるびあタウン」という）事業にご参加、ご利用をいただきありがとうございます。

さて、「さるびあタウン」では、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、中小企業で働く方々の不安を少しでも解消し、事業経営の安定を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、2022年4月1日から「新型コロナウイルス感染症臨時入院見舞金」及び「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査臨時補助金」（以下「本事業」という。）を開始し、新型コロナウイルス感染症に関連する福利厚生サービスを充実させました。

これまでの間、多くの会員の皆さんに「本事業」のご申請をいただき、ご申請内容の確認、ご指定の銀行口座への振込など支給に向けた作業を鋭意進めております。

大変ご关心をいただいた「本事業」ではございますが、ここで、コロナ感染者の全数把握の見直しが行われ、医師から保健所への感染報告の対象者がしぼられるなど国の方針が変わったこと、及び国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算を行う期日が確定したことで、本事業の申請受付を2023年3月31日に終了させていただきます。

つきましては、現在、「新型コロナウイルス感染症臨時入院見舞金」及び「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査臨時補助金」の支給要件（裏面参照）を満たしていてまだ申請されていない方は、証明書類が整い次第、早急に（できれば2022年12月28日までに）ご申請をお願いいたします。

2023年1月以降の申請につきましても、順次受付していく予定です。

なお、2023年4月1日以降は、新型コロナウイルス感染症入院見舞金のみ、通常支給額に戻して給付を行います。

新型コロナウイルス感染症臨時入院見舞金

【支給要件を満たしている方】

会員ご本人が新型コロナウイルス感染症陽性と診断され、2022年4月1日以降に退院又は療養終了された方のうち5日以上入院（保健所、自治体から療養証明書が発行される宿泊・自宅療養も含みます。）された方。入会された翌月以降の在会中に退院（終了）された期間が対象となり、入会月を含む在会月数が同一事業所で6か月を超えた後申請できます。

但し、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方は、医師から保健所への発生届対象者に限ります。

（発生届は、感染症法に基づく医師から保健所への届出で、9/26から対象者が65歳以上の方、入院を要する方等に限定されています）

申請日 2023年3月31日まで

2023年4月1日から

入院日数	新型コロナウイルス感染症 臨時入院見舞金
連続5日以上10日未満	10,000円
連続10日以上30日未満	15,000円
連続30日以上	30,000円



入院見舞金 (通常支給額)
3,000円
5,000円
15,000円

新型コロナウイルス感染症 PCR検査臨時補助金

【支給要件を満たしている方】

会員ご本人が厚生労働省のホームページ「自費検査を提供する検査機関一覧」掲載検査機関(町田市外も可)で2022年4月1日以降に自費検査を受けた方

2023年3月31日まで

2023年4月1日から

PCR検査費用（上限2万円）



0円

ご不明の点は、ホームページでご確認、または下記へお問い合わせください。

【お問合せ】一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
「さるびあタウン」

TEL 042-723-0667

FAX 042-720-2242

<https://www.salviatown.com>